

山口県報

令和3年
7月20日
(火曜日)

目 次

○議事録
監査公表.....



監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、次のとおり松林俊治外6名の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

令和3年7月20日

山口県監査委員 小田 正 幸
同 河 村 邦 彦

第1 監査の請求

山口市吉敷中東一丁目9番11号 松林俊治外6名から次のとおり監査の請求があった。（請求人は別紙のとおり）

山口県職員に関する措置請求の要旨

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開催された議会又は委員会の出席日数に応じて議長、副議長及び議会運営委員長に支給された招集旅費のうち、公用車による自宅送迎が行われた日に係る910,350円は山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年山口県条例第41号）第3条第4項に違反した支給であるため、議長、副議長及び議会運営委員長に対して、過払いした同金額の返還を求め

るよう山口県知事 村岡副政氏へ請求する。

あわせて、地方自治法第252条の43第1項の規定により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づき監査によることを求める。

第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛てに通知した。

令 3 山 監 査 第 38 号
令和3年（2021年）7月20日

松 林 俊 治 外6名 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について（通知）

令和3年5月26日に請求のありましたこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

1 請求の受付
令和3年5月26日に、法第242条第1項の規定に基づき山口県職員措置請求書が、松林俊治外6名（以下「請求人」という。）から提出された。

2 監査委員の除斥
本件請求の対象事項が、山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年山口県条例第41号。以下「議員報酬条例」という。）第3条第4項に規定する議員が招集に応じて議会又は委員会に出席した場合における費用弁償（以下「招集旅費」という。）に関するものであり、この招集旅費が全ての議員に対して支給されることから、議員のうちから選任された監査委員（以下「議選委員」という。）である上岡康彦氏及び平岡望氏は、法第199条の2の規定の趣旨に照らし、監査に加わらなかつた。

3 請求の受理
本件請求については、所定の形式的要件を具備していると認め、令和3年6月3日に請求を受理した。

4 個別外部監査契約に基づき監査を行わなかつた理由
請求人は、本件請求は議長、副議長及び議会運営委員長（以下「議長等」という。）に関する案件であるため、議選委員が参加する監査委員による監査では適正な審議が行われないおそれがあるとして、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づき監査によることを求める。

しかしながら、2で述べたとおり、議選委員は除斥されており、他に監査委員によ

る監査が困難であると判断する理由もないことから、個別外部監査契約に基づく監査は行わないこととした。

5 監査の実施

(1) 陳述の要旨

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年6月9日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から陳述が行われた。あわせて、新たに事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）の提出があった。

陳述の要旨は、次のとおりである。

ア 招集旅費は、議員が公務のために旅行したときに発生した自家用車や公共交通機関利用に伴う費用を弁償するものであるにもかかわらず、議長等について公用車による自宅送迎が行われ、費用が発生していない場合に招集旅費を支給することは、議員報酬条例に違反し、違法な財政行為である。

イ 議員報酬条例第3条第5項の規定に基づき、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和29年山口県条例第60号。以下「職員旅費条例」という。）第32条の適用を受ける職員の旅費支給の例により、公用車による自宅送迎が行われた場合には招集旅費を支給すべきでないにもかかわらず、議長等に招集旅費を支給したことは議員報酬条例に違反する。

ウ 本件請求に係る事案は、令和2年に貴賓車購入に関する情報公開を頻繁に行う中で請求人が知り得たものであり、県民が通常の注意力では気付さにくい事案であるため、1年を若干経過しているものについても請求している。

エ 招集地と議員の居所との間の交通費に関して、民間では、使った実費のみを請求するのが旅費勘定の常識である。

オ 公用車の運転記録を精査すると、議会運営委員長が招集地から居所までの間に2往復した場合に、公用車の運転日誌に走行キロ数が約80キロメートルと記載されているのが見受けられる。議会運営委員長は、招集地から居所までの距離が25キロメートル未満であるにもかかわらず、その距離の申告登録が不正確であり、25キロメートル以上50キロメートル未満の場合の招集旅費を受け取っている。

(2) 請求の趣旨

請求書、事実証明書その他請求人が提出した書面及び請求人が陳述した内容に基づき、請求の趣旨を次のように解した。

ア 招集旅費は、議員が公務のために旅行したときに発生した自家用車や公共交通機関利用に伴う費用を弁償するものであるにもかかわらず、議長等に対して、公用車による自宅送迎が行われた日について、議長等に招集に応じる費用が発生し

ていない場合に招集旅費の全額を支給するのは、議員報酬条例に違反し、違法な財政行為である。

イ 議員報酬条例第3条第5項の規定に基づき、職員旅費条例第32条の適用を受ける職員の旅費支給の例により、公用車による自宅送迎が行われた場合には招集旅費を支給すべきでないにもかかわらず、議長等に招集旅費を支給したことは議員報酬条例に違反する。

ウ 公用車の運転記録を精査すると、議会運営委員長が招集地から居所までの間に2往復した場合に、公用車の運転日誌に走行キロ数が約80キロメートルと記載されているのが見受けられる。議会運営委員長は、招集地から居所までの距離が25キロメートル未満であるにもかかわらず、その距離の申告登録が不正確であり、25キロメートル以上50キロメートル未満の場合の招集旅費を受け取っている。

エ 以上のことから、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開催された議会又は委員会への出席日数に応じて議長等に支給された招集旅費のうち、公用車による自宅送迎が行われた日に係る910,350円は議員報酬条例に違反した支給であるため、議長等に対して、過払いした同金額の返還を求めよう山口県知事 村岡嗣政氏へ請求する。

(3) 監査の対象事項

請求の趣旨を前述のように解し、監査の対象事項を次の項目とした。

ア 招集旅費の支給制度について

招集旅費の内容及び支給について、どのように議員報酬条例等に規定され、及び運用されているのか。

イ 招集旅費の支給事務について

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開催された議会又は委員会に係る招集旅費のうち、議長等に支給されたものについて、その支給事務が議員報酬条例等に基づき適正に行われているか。

(4) 監査の実施

招集旅費の支給事務を所管する山口県議会事務局総務課を対象として監査を実施した結果、県の主張及び確認された事実は、次のとおりである。

ア 招集旅費の支給制度について

(ア) 県の主張

a 招集旅費は、議員が招集に応じて議会又は委員会に出席するために必要な費用を弁償するものであり、交通費だけでなく、宿泊料や議案の調査、連絡調整等、多様な議員活動を展開するために必要な通信費その他諸雑費が含ま

れる。

b 招集旅費の額は、招集地から議員の居所までの距離に応じて3段階に区分され、それぞれの区分に応じて一律の単価が定められており、この単価に議会又は委員会への出席日数を乗じて得た額が招集旅費として支給される。

c 招集旅費の支給事由は、議会又は委員会に出席したことのみにあり、また、交通費、宿泊料、通信費その他諸雑費について実際に消費した額の多寡にかかわらず、出席日数に応じて一定の額が支給される。

d aからcまでのような定額方式を採用している理由は、支給事務の煩雑化を避け、速やかに費用弁償を行うためであり、他県においても本県と同様に定額方式を採用している事例がある。

e 本件請求と同様に、区議会の議長が議会等に出席するに際して公用車を利用した場合に、定額方式による費用弁償として日額旅費の支給を受けたことが、交通費の二重支給であり違法であるかが争われた事案に関して、裁判例では、「費用の弁償の方式としては、あらかじめ一定の事由又は場合を定め、それに該当するときに一定額を費用として弁償することとし、各個別の場合に実際に消費した費用がその額より多くとも少なくともそのような個別の事情は考慮しないこととする方式(定額方式)も考えられるところであり」、法第203条第4項の「費用弁償の方法としてこれを採用することが許されるものと解すべきである」と示されている(昭和63年10月25日東京地方裁判所判決)ことから、本県が議員報酬条例に基づき招集旅費を支給したことに問題はない。

(4) 確認された事実

a 法第203条第2項の規定によれば、議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができるとされ、また、同条第4項の規定によれば、費用弁償の額及びその支給方法は、条例でこれを定めなければならないとされている。

費用弁償の額及びその支給方法には、費用を要した都度その実費を計算してこれを支給する「実額方式」と、あらかじめ一定の事由を定め、それに該当するときは一定の額を費用として弁償することとし、各個別の場合に実際に消費した額の多寡にかかわらず、個別の事情を考慮しないとする「定額方式」があるが、次のbからdまでのとおり、本県では、招集旅費に関し、議員報酬条例において定額方式により必要な事項を定めている。

b 議員報酬条例第3条第4項の規定によれば、議員が招集に応じて議会又は委員会に出席した場合における費用弁償の額は、別表第二の招集旅費の欄に

掲げる額に出席日数を乗じて得た額とするとされている。

c 議員報酬条例別表第二の招集旅費の欄において、(a)招集地から25キロメートル未満の地に居住する議員については6,400円、(b)招集地から25キロメートル以上50キロメートル未満の地に居住する議員については10,300円及び(c)招集地から50キロメートル以上の地に居住する議員については13,600円と規定されている。

d 議員報酬条例において招集旅費が支給される事由は、議会又は委員会に出席したことのみにあり、公用車を利用した場合には招集旅費を支給しないとす等の規定は存在しない。

また、交通費、宿泊料、通信費その他諸雑費について実際に消費した額の多寡にかかわらず、出席日数に応じて一定の額が支給される。

e 他県においても、本県と同様に定額方式を採用している事例が認められる。

イ 招集旅費の支給事務について

(7) 県の主張

a 招集地から議員の居所までの距離については、議会が定めた「招集旅費支給事務の取扱要領」(以下「取扱要領」という。)に基づき、電子地図を用いて計測した距離をもつて判定しており、議員本人からの申告距離での判定は行っていない。

b 議会運営委員長について、電子地図を用いて計測した招集地から居所までの距離は、26.8キロメートルであることから、25キロメートル以上50キロメートル未満の場合の招集旅費を支給することに誤りはない。なお、請求人は、議会運営委員長が招集地から居所までの間を2往復した場合には、公用車の運転日誌に走行キロ数が約80キロメートルと記載されると主張するが、これは、招集地と居所の間に所在する議会運営委員長の個人事務所までの間を公用車で送迎した場合の距離であり、招集旅費については、議員報酬条例の規定どおり招集地から居所までの距離に基づき支給されていることから、支給事務に誤りはない。

c 議会又は委員会への出席については、取扱要領に基づき、出席確認表に記録することとされていることから、この出席確認表により出席日数を確認している。

d 法第203条第4項の規定によれば、費用弁償の額及びその支給方法は、条例でこれを定めなければならないとされ、本県では、議員報酬条例において、招集旅費の支給については定額方式としており、実際に消費した額に基

つき精算することは定められていない。したがって、公用車による自宅送迎の場合の招集旅費の支給については、議員報酬条例第3条第5項の規定による職員旅費条例第32条の適用を受ける職員の旅費支給の例により招集旅費の減額調整を行う余地はない。

(4) 確認された事実

a 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開催された議会又は委員会に係る招集旅費のうち、次に掲げるものを除き、その支給日から1年以内に請求が行われていた。

(a) 令和2年4月24日開催の議会運営委員会

(b) 令和2年4月30日開催の4月臨時会

b aの(a)及び(b)に係る招集旅費の支給日は、いずれも令和2年5月15日である。

c 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開催された議会又は委員会(aの(a)及び(b)を除く。)に招集に応じて議長等が出席した日数の合計は120日、それに係る招集旅費の支給額の合計額は1,368,000円であり、aの(a)及び(b)に係る招集に応じて議長等が出席した日数の合計は6日、それに係る招集旅費の支給額の合計額は68,400円である。

なお、請求人が過払いであると主張する910,350円のうち、855,550円は1,368,000円の内数、54,800円は68,400円の内数で、請求人が独自の方法で算出した金額である。

d cの招集旅費の支給事務は、議員報酬条例、取扱要領及び山口県会計規則(昭和39年山口県規則第54号)に基づき、適正に行われていた。

6 判断

5の(2)「請求の趣旨」、5の(3)「監査の対象事項」及び5の(4)「監査の実施」を踏まえ、次のとおり判断する。

(1) 請求人は、招集旅費に関して実額方式によるべきであるという前提で、公用車による自宅送迎で費用が生じていない場合に費用弁償することは議員報酬条例に違反すると主張する。

このことについて、まず、議員報酬条例が招集旅費に関して定額方式を採用していることに関して、判例によれば、「あらかじめ費用弁償の支給事由を定め、それに該当するときには、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱いをすることも許されると解すべきであり、そして、この場合、いかなる事由を費用弁償の支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定の額をいくらすとするかについては、費用弁償に関する条例を定

める当該普通地方公共団体の議会の裁量判断にゆだねられていると解するのが相当である」と示されている。(平成2年12月21日最高裁判所判決)

この判例を踏まえれば、議員報酬条例が招集旅費に関して定額方式を採用しているのは、支給事務の煩雑化を避け、速やかに費用弁償を行うためであること、及び他県においても本県と同様に定額方式を採用している事例が認められること、また、他の裁判例では、議長が議会等に出席するに当たり公用車を利用した場合に定額方式による費用弁償として日額旅費の支給を受けたことについて、違法ではないと示されている(昭和63年10月25日東京地方裁判所判決及び平成元年3月28日東京高等裁判所判決)ことから、議員報酬条例が招集旅費に関して定額方式を採用していることが不合理であって議会の裁量権を逸脱又は濫用したものであるということではない。

次に、公用車による自宅送迎が行われた場合の招集旅費の支給について、議員報酬条例は定額方式を採用しており、実際に費消した額に基づき精算することは定められていないことから、議員報酬条例第3条第5項の規定に基づき、職員旅費条例第32条の適用を受ける職員の旅費支給の例により招集旅費を減額調整する余地はない。

したがって、公用車による自宅送迎が行われたか否かにかかわらず、議会又は委員会の出席日数に応じて招集旅費を支給することが議員報酬条例に違反するとは認められない。

なお、招集旅費の支給事務の処理状況を監査したところ、議員報酬条例の規定に従い適正に行われていることが認められた。

(2) 議会運営委員長の招集地から居所までの距離について、電子地図を用いて適正に測定されており、この点に関して招集旅費の支給事務に誤りは認められず、それ以外の点に関しても議員報酬条例、取扱要領及び山口県会計規則に基づき、議長等に対する招集旅費の支給事務は適正に行われており、議員報酬条例等に違反する事実とは認められなかった。

(3) 本件請求のうち、①令和2年4月24日開催の議会運営委員会及び②同月30日開催の4月臨時会に関する招集旅費の議長等への支給に係るものが、その支給日から1年以上経過して行われているが、法第242条第2項の規定によれば、違法又は不当な公金の支出があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、住民監査請求をすることができないとされている。

この「正当な理由」については、判例によれば、「当該行為が秘密裡にされた場合」又は「住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合」にお

いて、「住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足る程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」と示されている。

(平成14年9月12日最高裁判所判決)

この判例については、個々の住民が主観的に知らなかったというだけでは「正当な理由」とは認められず、また、「相当の注意力」とは、報道や広報誌等によって受動的に知りうる情報だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民が常時誰でも情報を閲覧することができる状態に置かれれば、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に知ることができたものと解されている。

これらを踏まえ、本件請求についてみると、議員報酬条例の内容は常時誰でも県庁ホームページ等で閲覧が可能であり、また、①及び②に関する招集旅費の議長等への支給の事実等については、遅くとも令和2年5月15日以降は誰でも開示請求等により閲覧が可能であったことから、住民が相当の注意力をもって調査を尽くせばこれらの情報について知ることができた場合に該当し、判例における「当該行為が秘密裡にされた場合」又は「住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足る程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合」には該当しないと認められる。

したがって、①及び②に関する招集旅費の議長等への支給に係る請求（請求人が過払いであると主張し、独自の方法により算出した金額である54,800円に係るものをいう。）については、法第242条第2項ただし書は適用されないことから、住民監査請求の要件を満たしていない。

以上のことから、(3)の①及び②に関する招集旅費の議長等への支給に係る請求については、住民監査請求の要件を満たしていないことから却下し、その余の請求（請求人が過払いであると主張し、独自の方法により算出した金額である855,550円に係るものをいう。）については、請求人の主張はいずれも理由がないことから棄却する。

7 監査委員の意見

本県の近時の財政状況を見ると、新型コロナウイルスによる感染症対策や県経済の下支え等により歳出予算が大幅に増加するとともに、県税収入が減少するなど、極めて厳しい状況にあり、県の諸機関にあつては、あらゆる財務事務の執行について県民の理解が得られるよう、最大限の努力をすることともに、説明責任を果たすことが重要である。

こうした状況において、監査委員としては、従来から、監査業務を通じて、関係機関に対し、最少の経費で最大の効果が上げられるような予算や事務事業の執行を求め

今回監査した費用弁償については、議会招集に応じるために必要な交通費、宿泊料、通信費等あらゆる経費を含むものとして定額で支給することとされており、この定額方式は、支給の迅速化や事務コストの抑制などの観点から合理性が認められ、判例も容認しているが、実際に費消した額の多寡にかかわらず定額を支給するものであることから、その趣旨が県民から見分かりにくい面があることも否定できない。

こうした点を踏まえ、議会においては、議会招集に係る費用弁償のあり方について、高速交通網や通信手段の発達その他の社会経済情勢や社会通念の変化等を勘案しながら、県民の理解が十分に得られるよう、検証、検討に取り組むこととされたい。

別紙

請求人名簿

No	氏名	住 所
1	武波 義明	山口市朝田2218番地5
2	松林 俊治	山口市吉敷中東一丁目9番11号
3	津田 利明	岩国市桂町二丁目2番68号
4	小中 幹男	岩国市三笠町一丁目5番37号
5	井原 寿加子	岩国市今津町二丁目17番16号
6	稲生 慧	岩国市岩国四丁目9番8号
7	南部 博彦	岩国市平田六丁目37番21号

令和三年七月二十日
発行

発行人
所

山口県知事
庁